

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2.内容

目標1：令和8年4月1日までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- ・ 令和7年4月から所定外労働現状を把握
- ・ 令和7年9月から社内検討委員会での検討開始
- ・ 令和8年4月からノー残業デーの実施
社内報により年2回社員への周知

目標2：小学校入学までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- ・ 令和7年4月から社員のニーズの把握、検討開始
- ・ 令和8年4月から制度導入
社員への説明会による短時間勤務制度の周知